

市の情報公開制度等の実施・運営状況（令和3年度）

問 市政情報課公文書館（内線5921）

情報公開制度

市が保有する公文書を請求によって公開する制度です。

	情報公開請求の受付件数・決定件数				実施機関別件数				
	受付実数	取下	受付	決定	内訳			実施機関	決定
					公開	部分公開	非公開		
請求	44	3	41	77	37	23	17	市長	64
申出	0	0	0	0	0	0	0	教育委員会	13
合計	44	3	41	77	37	23	17	合計	77

※受付1件につき決定が2件以上になる場合があります。

個人情報保護制度

市が保有する公文書に記載のある方の請求によって、公文書を開示・訂正・削除・利用中止する制度です。また、市や教育委員会などに対して、個人情報の適切な取り扱いも義務付けています。

	個人情報開示請求の受付件数・決定件数				簡易開示件数		
	受付実数	取下	受付	決定	内訳		
					簡易開示名	開示	
	16	1	15	18	職員採用試験	14	
					職員昇任試験	5	

※受付1件につき決定が2件以上になる場合があります。

※訂正・削除・利用中止の請求はありませんでした。

総合防災訓練を実施します

問 消防防災課危機管理係（内線2647）

日 9月3日(土) 8時～11時

場 ①メイン会場：毎日興業アリーナ 久喜 メインアリーナおよび総合運動公園 ②サテライト会場：青葉・菖蒲・栗橋西・鷺宮小学校の各体育館



※会場までの参集過程を「避難誘導訓練」として位置付けています。

できるだけ徒歩または自転車等でお越しください。

内 広域避難（①のみ）、避難所運営（②のみ）、担架作成・搬送、応急手当ほか

広域避難訓練…洪水が迫ったとき、栗橋・鷺宮地区の移動手段のない方のために市が手配するバスを利用し、メイン会場への避難訓練を行います。訓練当日は乗車可能人数に限りがあるため、訓練参加重点地区から報告のあった方がバスに乗車することができます。また、7時30分頃、訓練開始の合図としてサイレンと訓練の避難情報を放送します（栗橋・鷺宮地区のみ）。乗車しない方でも、家族や自主防災組織で自主的に広域避難訓練を行うことは可能です。

持 屋内用運動靴、靴を入れる袋、飲み物（給水所なし）

審議会等の会議の公開制度

市の審議会等（附属機関）の会議の開催は、事前に市民参加コーナーや市ホームページで周知しています。公開した会議の会議録は、公文書館の閲覧室や市ホームページ等でご覧になれます。

審議会等の会議の開催総数および傍聴者総数（市長部局・教育委員会）

	開催	内訳			傍聴者
		公開	部分公開	非公開	
市長	258	57	5	196	43
教委	35	28	3	4	2
合計	293	85	8	200	45

高柳地区に係る都市計画変更に関する案の縦覧

問 都市整備課市街地整備推進室（栗 内線261）

日 8月29日(月)～9月12日(月) 8時30分～17時15分 ※土・日曜日、祝日を除く

場 都市整備課市街地整備推進室（栗橋総合支所内）

内 久喜都市計画防火および準防火地域の変更（市決定）、久喜都市計画地区計画の変更（市決定）

※変更案は、8月29日(月)から市ホームページでご覧になれます。

【案に対する意見書の提出】

対 市民および利害関係人

提出方法 9月12日(月) 17時15分（必着）までに、意見書を直接または郵送で、市街地整備推進室（〒349-1192 所在地記入不要）へ



お知らせ

コミュニティ活動への補助金

市では、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業（宝くじの社会貢献広報事業）を財源として、補助金を交付します。令和5年度に実施する、自治会等がコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備を行う100万円以上の事業（集会所の備品整備等）

補助限度額 250万円

申問 9月2日(金)までに、事業計画書を市民生活課市民活動推進係（内線2626）／各総合支所総務管理課地域振興係（菅 253 / 栗 324 / 鷺 112）へ

令和3年度住民基本台帳の閲覧状況

公的機関による世論調査対象者の抽出など、公共的・公益的な目的に限り閲覧を行っています。閲覧状況等詳細は、市ホームページをご覧ください。問 市民課（総合窓口）市民・パスポート係（内線2665）

Jアラート全国一斉情報伝達試験

全国瞬時警報システム（Jアラート）を利用した全国一斉情報伝達試験が実施されます。防災行政無線から「これは、Jアラートのテストです」という放送が流れますので、ご注意ください。

日 8月10日(水) 11時ごろ（当日の状況により中止になる場合があります）

問 消防防災課危機管理係（内線2649）

特別障害者手当等

◆特別障害者手当

対 20歳以上で、心身の重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護を要する状態にある方（著しく重度の障がい状態にある方、およびそれと同程度以上と認められる方で、要介護認定者なども対象となります）

◆障害児福祉手当

対 20歳未満で、身体障害者手帳1級の一部および2級の一部の方、療育手帳Aの方、常時介護が必要な精神障がい者の方など ※支給には登録が必要です。

※所得制限などの条件がありますので、該当と思われる方はご相談ください。

問 障がい者福祉課障がい者福祉係（内線3244）／各総合支所社会福祉係（菅 140 / 栗 237 / 鷺 142）

在宅重度心身障害者手当

年に2回（9月、3月）手当を支給します。支給には登録が必要です。また、氏名・住所・障がいの程度などの変更が生じた場合は、速やかに届け出をしてください。

対 次の障害者手帳の交付を受けている方（施設入所者は除く）
・身体障害者手帳1～3級
・療育手帳A・A・B
・精神障害者保健福祉手帳1級 ※市県民税が課税されている方、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過措置による福祉手当の支給を受けている方は支給停止となります。

申問 障がい者福祉課障がい者福祉係（内線3246）／各総合支所社会福祉係（菅 140 / 栗 237 / 鷺 142）

特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児を養育している父母または養育者に手当を支給します。支給には登録が必要です。

※所得制限などの条件がありますので、該当と思われる方はご相談ください。

対 ①身体に重・中程度の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする方（おおむね身体障害者程度等級表の1～3級と4級の一部）
②療育手帳のA・A・B程度
③精神障がい①と同程度以上
④身体または精神の障がい重なる場合①③と同程度以上

問 障がい者福祉課障がい者福祉係（内線3244）／各総合支所社会福祉係（菅 140 / 栗 237 / 鷺 142）

児童扶養手当現況届の提出を忘れずに

令和4年11月以降の受給資格と支給区分を決定しますので、必ず提出してください。

提出期間 8月1日(月)～31日(水)

持 児童扶養手当証書、養育費等に関する申告書

※受給者により提出書類が異なるので、通知に同封の書類を必ずご確認ください。

問 子ども未来課医療手当係（内線3287）／各総合支所児童福祉係（菅 146 / 栗 239 / 鷺 151）



広告

きずなメモリアルサービス

～残されたご家族の安心を第一に～

24時間葬儀受付

安心価格の家族葬

公営斎場や提携式場などを利用した費用を抑えたご葬儀を提案いたします

事前相談承ります（割引特典有り）

提携安置施設有 ※詳細はお問い合わせ下さい

火葬式プラン 110,000円(税込)

一日葬プラン 231,000円(税込)

家族葬プラン 275,000円(税込)

杉戸町大字宮前391-59
https://km-sougi.com

0120-933-682

通話無料